

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、厚生労働省所管の独立行政法人改革を行うために必要な措置を行う。

○改正法案は、第189回常会において審議され、平成27年4月24日に成立、同年5月7日に公布。

	主な措置内容	施行時期
(独)労働安全衛生総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> 両法人を統合し、「(独)労働者健康安全機構」とする ※(独)労働者健康福祉機構が存続法人 理事数を5人以内とする ※現在、労福機構は4人、安衛研は2人 化学物質の有害性調査(国の委託事業)を統合法人の業務に追加 	平成28年4月
(独)労働者健康福祉機構		
(独)勤労者退職金共済機構	<ul style="list-style-type: none"> 資産運用委員会の設置等による資産運用のリスク管理体制の強化 退職金の通算制度の内容の拡充や、未請求退職金の発生防止対策における住基ネットの活用等を通じた事務効率化 建設業退職金共済制度の退職金が支給されない加入期間を短縮(24月未満→12月未満) 	平成28年4月 (資産運用委員会の設置は平成27年10月)
(独)福祉医療機構	<ul style="list-style-type: none"> 福祉貸付事業及び医療貸付事業に対する金融庁検査の導入 	平成27年10月
	<ul style="list-style-type: none"> 回収した年金住宅融資等債権の元本部分について、年複数回、定期的に国庫に納付(現在は、年に1回に限定) 	平成27年10月
(独)労働政策研究・研修機構	<ul style="list-style-type: none"> 理事数の削減(3人以内→2人以内) 	平成28年4月
年金積立金管理運用独立行政法人	<ul style="list-style-type: none"> 年金積立金の管理及び運用の業務の体制強化のため、理事を1人追加 法律上の主たる事務所の所在地を神奈川県から東京都とする 	公布日

(独)労働安全衛生総合研究所と(独)労働者健康福祉機構の統合について

(独)労働安全衛生総合研究所と(独)労働者健康福祉機構を統合する等、所要の措置を講じる。

(独)安衛研の主な政策目的

- 労働災害の防止、労働者の健康増進・職業性疾病に関する総合的な調査・研究等を通じた、労働安全衛生施策の基礎となる科学的知見等の提供

(独)労福機構の主な政策目的

- 適切な医療の提供等を通じた、労働者の療養の向上と健康の保持・増進

日本バイオアッセイ研究センター事業

※国の委託事業

- 化学物質の有害性(発がん性)調査

(独)労働者健康安全機構

労災病院の臨床研究や医療提供の機能、安衛研の高度な基礎研究・応用研究機能を有機的に統合し、**予防・治療・職場復帰支援**を総合的に展開

予防・治療・職場復帰支援

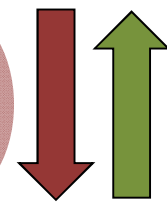
労災病院

- 病職歴データに基づく解析 等

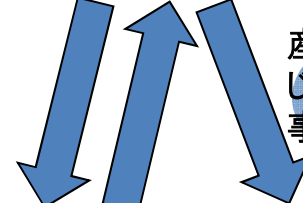
産業保健総合支援センター

- 産業保健に関するセミナー、情報提供 等

病職歴データの提供



研究成果の活用(労災病院)

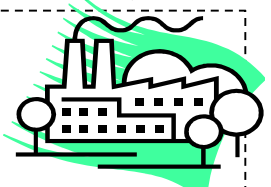


産保センターを通じた研究成果の事業場への提供

労働災害に係る基礎研究・応用研究

- 労働災害事例の科学的専門的な調査
- 発症メカニズム等の究明
- 化学物質の有害性(発がん性)の調査 等

事業場



施行期日：平成28年4月1日

(独)労働安全衛生総合研究所と(独)労働者健康福祉機構の統合について

改正の概要

1. 新法人の概要

(名称) 新法人の名称を「(独)労働者健康安全機構」とする。

(役員数) 新法人の理事数を5人以内、監事を2人とする。

※ 安衛研:理事長、理事2人以内、監事2人 労福機構:理事長、理事4人以内、監事2人

(業務の範囲)

- 安衛研の業務(「事業場における災害の予防・職業性疾病に関する調査研究」、「労働災害の原因の調査」、「事業場への立入検査」)を引き継ぐ。
- 閣議決定等に基づき廃止され、現在行っていない以下の業務を削除する。
 - ・ 健康診断施設の設置及び運営(平成21年度末に廃止)
 - ・ 労働者50人未満の事業場であって、産業医の選任・労働者の健康管理を行うものに対する助成金支給(平成22年度末に新規受付廃止、平成24年度末に経過措置(助成期間が3年)も終了)
 - ・ 健康診断を受ける労働者に対する助成金支給(平成22年度末に廃止)
 - ・ リハビリテーション施設の設置及び運営(平成27年度末廃止に向け、順次廃止中)
- 化学物質の有害性調査(日本バイオアッセイ研究センター事業)を追加する。

(区分経理) 安衛研法第12条に規定する区分経理の規定を置き、「社会復帰促進等事業として行われるものに係る経理」と「その他の業務に係る経理」に区分して経理する。

2. (独)労働安全衛生総合研究所の解散等

(労働安全衛生総合研究所の解散等) (独)労働安全衛生総合研究所を解散し、その権利・義務を(独)労働者健康安全機構に承継する。

(国承継等) 日本バイオアッセイ研究センター事業を新機構の業務とすることに伴い、当該業務に関し、国が有する権利及び義務を新機構に承継する。

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案に対する
附帯決議

平成二十七年四月二十三日

参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構の統合に当たっては、管理部門等の組織の効率化に努めるとともに、労働者の健康をめぐり諸課題が発生していることから、労働安全衛生総合研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による研究の充実など、統合による相乗効果を最大限発揮できるよう有効な措置を講ずること。なお、労災病院については、事業の適正化や独立行政法人国立病院機構との連携について引き続き取り組むこと。また、労働安全衛生総合研究所の調査研究業務については、両法人の統合により後退することがないよう十分な体制を維持するため必要な措置を講ずること。さらに、労働者健康福祉機構が行っている未払賃金の立替払事業については、労働者とその家族の生活の安定を図るため、引き続き着実に実施すること。

二、独立行政法人勤労者退職金共済機構については、中小企業退職金共済制度が中小企業従業員の後老後の生活保障に重要な役割を果たしていることに鑑み、退職金の支払原資となる資産を安全かつ効率的に運用することが求められていることから、新たに設置する資産運用委員会の委員として、経済・金融等の専門知識を有しつつ労使の考えを代表して議論を行う者を参画させるとともに、同委員会がリスク管理機能を十分に発揮できるよう必要な措置を講ずること。また、中小企業退職金共済制度の更なる普及のため、広報活動等の取組の強化を図ること。

三、独立行政法人福祉医療機構については、少子高齢化が進み福祉や医療が果たす役割に対する期待が高まる中、同機構が福祉及び医療の分野における政策金融機関としての役割を担っていることに鑑み、資金を必要とする社会福祉法人等に対する融資が適切に行われるように努めるとともに、金融庁検査の導入に当たっては、金融庁における必要な体制の整備等、検査の実効性を確保する措置を講ずること。また、廃止することが閣議決定されている年金担保貸付事業については、必要な代替措置を講じた上で廃止すること。

四、独立行政法人労働政策研究・研修機構については、労働政策についての調査研究及びその成果を活用し

厚生労働省の職員等に対する研修を実施していることに鑑み、効果的かつ効率的な事業運営や機能強化に努めること。

五、年金積立金管理運用独立行政法人については、年金積立金が将来の年金給付の貴重な財源であることから、安全かつ効率的な運用に万全を期すため、ガバナンス体制の強化に向けた検討を進め、必要な措置を講ずること。また、基本ポートフォリオの変更にあたっては、株式市場及び債券市場に与える影響に配慮すること。

六、独立行政法人勤労者退職金共済機構及び年金積立金管理運用独立行政法人における資産運用については、職員の専門性向上など運用体制の強化に努めるとともに、職員のコンプライアンスの徹底及び運用責任の明確化をより一層進めること。

七、各独立行政法人の役員等の人選に際しては、当該分野に関する専門的知識を有することを重視するとともに、選任の過程における公正性及び透明性の確保に努めること。

右決議する。